

補助の対象

当町の区域のうち当別町公共下水道設置条例（昭和52年条例第7号）第2条第3号に規定する区域以外の専用住宅に次の各号のいずれにも該当する浄化槽を設置する者としてします。

ただし、小規模店舗等を併設した住宅に設置されるものにあつては、居住部分に換算される人槽を補助対象とします。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項第1号の表に規定する方法により算定した処理対象人員が10人以下の浄化槽
- (2) 全国浄化槽推進市町村協議会が実施する浄化槽登録制度による登録を行った浄化槽
- (3) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が実施する浄化槽機能保証制度による保証登録を行った浄化槽

補助の対象にならないもの

次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とはなりません。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を行っていない者又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- (2) 既に浄化槽を設置した者
- (3) 建物又は土地を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 販売の目的で住宅に浄化槽を設置する者
- (5) 町税等を滞納している者
- (6) その他補助金交付の目的が達せられないと認められる者